平成２７年（フ）第４７号
愛媛県新居浜市田の上１丁目19番15号
債務者　小野　将照
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第１６号
福岡県宮若市磯光1258番地４　市営新成団地130号
債務者　辻　　尚美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１７号
福岡県直方市大字頓野3330－７、住民票上の住所福岡県鞍手郡鞍手町大字新延1607番地
債務者　石橋し乃ぶ
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第６９号
福岡県久留米市日ノ出町39番地
債務者　中野　正好
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第８２号
福岡県久留米市御井旗崎５丁目２番21号ニュークレストール山口Ａ棟202号
債務者　川端　秀希
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第１８号
福岡県田川市大字夏吉194番地286　指定障害福祉サービス事業所ほんわか荘、住民票上の住所福岡県田川郡川崎町大字川崎131番地大峰団地179－４号
債務者　梅谷　麻美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２４号
佐賀県唐津市相知町相知2701番地38
債務者　江崎　康二
1　決定年月日時　平成27年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第８９号
熊本市南区海路口町4065番地52
債務者　江嶋　勝征
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９５号
熊本市南区田井島１丁目３番27―902号
債務者　水上麻由美（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０９号
熊本市西区横手４丁目８番31号
債務者　堂福　　環（旧姓橋口・濱田）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２３１号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1132番地８　グリーンテラスⅢ102号
債務者　畑野　未来
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８９号
鹿児島県鹿児島市上福元町5412番地２　ＯＡＳＩＳ203号
債務者　安樂　祐子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市田上８丁目27番６号　玉利マンション202号
債務者　南園　嘉明
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
鹿児島県鹿児島市田上台１丁目37番18号
債務者　石黒　裕久
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４９号
富山県中新川郡立山町岩峅寺111番地５
債務者　杉本　幸洋
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５２号
富山市布目3490番地　市営住宅２棟503号
債務者　野上由美子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５５号
富山市若竹町１丁目33番地
債務者　中沢　央雄
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
富山地方裁判所民事部